

# 横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ 指定管理者公募に係る質問及び回答

※ 質問受付期間を経過した後の質問や、この回答に対する追加質問、申請にあたっての相談等には一切応じられませんので、ご注意ください。

※ 順番は、質問受付順です。

番号	分野	詳細	質問(原文)	回答
1	応募関係書類様式2事業計画書5(2)ア(イ)利用料金の設定について	利用料金の設定について	多目的室及び料理室の料金設定は地域ケアプラザ目的外利用の料金設定が適応されるか。仮に適応されない場合は横浜市地区センター条例別表第4の価格表の金額が適応されるか。その際、多目的室(大)は体育室としての取り扱いが適当か。多目的室(中)(小)は会議室としての取り扱いが適当か。	地区センター・地域ケアプラザ共有室(多目的室、料理室等)の利用料金の上限は、横浜市地区センター条例で定められた金額とし、利用料金は同条例別表第4の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとなります。 また、多目的室(大)の取扱いは、指定管理者の指定後に利用用途に応じ、区と指定管理者で協議の上決定します。なお、部屋の面積から、多目的室(大)は体育室、多目的室(中)(小)は会議室としての種別が適当と考えられます。